

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成18年7月27日(2006.7.27)

【公開番号】特開2005-104746(P2005-104746A)

【公開日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-336790(P2003-336790)

【国際特許分類】

C 0 4 B 35/111 (2006.01)

H 0 1 L 21/683 (2006.01)

【F I】

C 0 4 B 35/10 D

H 0 1 L 21/68 R

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月12日(2006.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明に係るアルミナ質セラミック板は、酸化アルミニウム(Al_2O_3)の含有量が8.2wt%以上で且つ酸化チタン(TiO_2)が非含有のアルミナ質セラミック板であって、このアルミナ質セラミック板には、酸化イットリウム(Y_2O_3)が2~9wt%、好ましくは2.45~8wt%含有されている。

ここで、酸化イットリウム(Y_2O_3)の含有量が2wt%未満のアルミナ質セラミック板では、室温~400℃における体積固有抵抗値の温度依存性が大きくなる。一方、酸化イットリウム(Y_2O_3)の含有量が9wt%を越える場合には、焼成又は熱処理の際に、アルミナ質セラミック板にクラック等が発生し易くなる。

また、酸化チタン(TiO_2)を含有するアルミナ質セラミック板であってもよいが、酸化チタン(TiO_2)の含有量は0.5wt%以下とすべきである。酸化チタン(TiO_2)の含有量が0.5wt%を越えるアルミナ質セラミック板では、室温~400℃における体積固有抵抗値の温度依存性が大きくなる。

尚、アルミナ質セラミック板に含有される酸化チタン(TiO_2)の含有量の下限は、0.2wt%とすることが好ましい。